

農地利用集積事業実施要領（平成22年3月25日付け21経営第6901号農林水産事務次官依命通知）

農地利用集積事業実施要領の運用について（平成22年3月25日付け21経営第6902号農林水産省経営局長通知）

実施要領	実施要領の運用について
<p>第1 趣旨</p> <p>農業生産の重要な基盤である農地が最大限に利用されるようにしていくことが必要な中で、地域の農業者の利用する農地が分散している状況にあり、効率的な利用が困難となっている。</p> <p>このため、平成21年12月に施行された農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）により、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）において、市町村段階で農地をまとめて使いやすくする仕組みとして、農地利用集積円滑化事業（基盤強化法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。以下同じ。）が創設された。</p> <p>この仕組みの中で農地の集積に取り組む農地利用集積円滑化団体（基盤強化法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）による農地の利用調整活動が積極的かつ効果的に行われることが重要であることから、本事業によりその活動を支援し、地域における意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進することとする。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>農地利用集積事業実施要領（平成22年3月25日付け21経営第6901号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）に基づく農地利用集積事業の実施については、要領に定めるほか、この通知に定めるところによる。</p>
<p>第2 事業内容</p> <p>1 農地利用集積円滑化促進事業</p> <p>(1) 農地利用調整活動支援事業</p> <p>ア 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、農地利用集積円滑化団体とする。</p> <p>イ 利用集積交付金</p> <p>(ア) 内容</p> <p>実施主体が行う農地利用集積円滑化事業により、農地について次の要件のすべてを満たす利用権（基盤強化法第4条第4項第1号に規定する利用権をいう。以下同じ。）の設定が行われた場合（実施主体への利用権の設定及び農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める利用権の設定を除く。）に、当該設定が行われた農地の面積に応じて、実施主体に対して、(ウ)の使</p>	<p>第2 農地利用集積円滑化促進事業</p> <p>1 農地利用調整活動支援事業</p> <p>(1) 利用集積交付金の対象とならない利用権の設定</p> <p>要領第2の1の(1)のイの(ア)に規定する農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める利用権の設定は、次のとおりとする。</p> <p>ア 世帯員等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する世帯員等をいう。以下同じ。）の間での利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第4条第4項第1号に規定する利用</p>

途に要する交付金（以下「利用集積交付金」という。）を交付するものとする。

- a 農用地利用集積計画（基盤強化法第18条第1項に規定する農用地利用集積計画をいう。以下同じ。）により、基盤強化法第18条第3項第2号のイ及びロに掲げる要件（農地法（昭和27年法律229号）第2条第3項に規定する農業生産法人及び基盤強化法第18条第2項第6号に規定する者にあつては、イに掲げる要件）のすべてを満たす者に対して行われた利用権の設定であること。
- b 6年以上の存続期間を有する利用権の設定（経営局長が別に定める利用権の設定を含む。）であること。
- c 農地の所有者から実施主体に対して、利用権の設定の相手方の選定及び農用地利用集積計画への同意について委任する旨が書面により意思表示されている農地に係る利用権の設定（基盤強化法第4条第3項第1号イに規定する農地所有者代理事業の場合）又は転貸する相手方を指定しないことについて書面により意思表示されている農地に係る利用権の設定（基盤強化法第4条第3項第1号のロに規定する農地売買等事業の場合）であること。
- d 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の農地に係る利用権の設定であること。

- 権をいう。以下同じ。）の設定
- イ 設定されている利用権をその存続期間中に解約し、当該利用権の設定を受けていた者に対して行われる利用権の設定
- ウ 農業を営む法人を単独で設立する者及びその世帯員等が所有する農地の当該法人に対して行われる利用権の設定
- エ その他農地の効率的な利用を促進すると認められない利用権の設定等基盤強化法及び関連通知の趣旨や内容に則しているとは認められない利用権の設定並びに農地利用集積円滑化団体（基盤強化法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）が実質的に利用調整を行ったと認められない利用権の設定

(2) 設定期間要件の例外

- ア 要領第2の1の(1)のイの(ア)のbに規定する経営局長が別に定める利用権の設定は、一定の区域内においてあらかじめ定められた計画により6年以上の期間継続して行われる作付作物のブロックローテーション等に係る利用権の設定をいう。  
なお、この場合の利用集積交付金（要領第2の1の(1)のイの(ア)の利用集積交付金をいう。以下同じ。）の対象となる農地の面積の算定に当たっては、当該計画に基づく事業実施年度以降6年間の各年度の利用権の設定が行われる農地の面積の合計を6で除した面積とする。
- イ 実施主体の長は、アの適用を受けようとするときは、要領第2の1の(4)に規定する各手続において、その旨を明らかにする書類を添付するものとする。

(イ) 利用集積交付金の交付単価

利用集積交付金の交付単価は、交付金の対象となる利用権の設定が行われた農地10アール当たり2万円とする。

(ウ) 利用集積交付金の使途

交付を受けた利用集積交付金は、実施主体が行う農地利用集積円滑化事業に要する経費であつて、経営局長が別に定めるものに利用するものとする。

(3) 利用集積交付金の使途

- 要領第2の1の(1)のイの(ウ)の経営局長が別に定める経費は、次のとおりとする。
- ア 農地所有者代理事業（基盤強化法第4条第3項第1号イ

に規定する農地所有者代理事業をいう。以下同じ。)及び農地売買等事業(基盤強化法第4条第3項第1号のロに規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。)を行うための会議費、謝金、印刷費、旅費、燃料費、臨時職員の賃金、通信費及び消耗品に係る経費

イ 実施主体が行う農地所有者代理事業により農地所有者から委任を受けた農地及び農地売買等事業により借り受けた農地の保全管理費

ウ 農地の所有者及び利用権の設定を受ける者に、農地所有者代理事業及び農地売買等事業への参加を奨励するための交付金

エ その他実施主体が農地所有者代理事業及び農地売買等事業を行うために必要となる経費

(エ) 利用集積交付金の適正な管理

a 実施主体は、次のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出るとともに、利用集積交付金の全部又は一部を返還するものとする。

(a) 不正の手段により利用集積交付金の交付を受けた場合

(b) 行われた利用権の設定が、その効力が発生する日から6年が経過する日までに解約された場合(経営局長が別に定める場合を除く。)

(c) その他本実施要領の規定に違反していると認められる場合(ただし、農地の崩壊、土地収用法(昭和26年法律第219号)等による収用により利用権の設定が行われた農地が買い取られる場合等やむを得ない事情のある場合はこの限りではない。)

b 都道府県知事は、aの(a)から(c)までのいずれかに該当すると認める場合には、実施主体に対して、利用集積交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

c 実施主体は、利用集積交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する書類を、利用集積交付金の交付を完了した日が属する年度の翌年度から起算して6年間整備保管しなければならない。

(4) 利用権の設定が解約された場合の利用集積交付金返還の例外

要領第2の1の(1)のイの(エ)のaの(b)の経営局長が別に定める場合は、利用権の設定が解約された農地について、次の要件のすべてを満たす新たな利用権の設定が、解約が行われた日が属する年度内に行なわれた場合とする。

ア 新たな利用権の設定が、実施主体が行う農地利用集積円滑化事業(基盤強化法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。以下同じ。)により行われたものであること。

イ 新たな利用権の設定が、要領第2の1の(1)のイの(ア)のa、c及びdの要件のすべてを満たすもの(実施主体への利用権の設定及び第2の1の(1)に規定する利用権の設定を除く。)であること。

ウ 新たな利用権の設定の期間が、解約された利用権の設定

の効力発生の日から6年が経過する日以降まで存続すること。

ウ 推進員設置費

(ア) 内容

実施主体が農地利用集積円滑化事業に取り組むに当たり、地域の農業及び農地事情に精通している者を、農地の利用調整を行う推進員（以下「推進員」という。）として設置する場合に、実施主体に対して、当該推進員が行う(イ)の活動に必要な経費であって経営局長が別に定めるものに要する助成金（以下「推進員設置費」という。）を助成するものとする。

(5) 推進員設置費の用途

要領第2の1の(1)のウの(ア)に規定する経営局長が別に定める経費の用途は、次のとおりとする。

ア 推進員（要領第2の1の(1)のウの(ア)に規定する推進員をいう。以下同じ。）に対する日当

イ 推進員が要領第2の1のウの(イ)の活動を行うための会議費、印刷費、旅費、燃料費、通信費及び消耗品に係る経費

(6) 推進員設置費の上限

ア 1人当たりの推進員設置費は、60万円を上限とする。

イ 実施主体当たりの推進員設置費は、下表左欄に掲げる農地面積（作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）に基づく面積調査（いわゆる「耕地及び作付面積統計」）の結果による平成20年における耕地の面積等によるものとする。）に応じ、右欄に掲げる額を上限とする。

ただし、複数の農地利用集積円滑化団体の行う農地利用集積円滑化事業の実施地域が重複する場合は、当該複数の実施主体が調整してそれぞれに配分した農地面積を実施主体が行う農地利用集積円滑化事業実施地域の農地面積とする。

実施主体が行う農地利用集積円滑化事業実施地域の農地面積	実施主体当たりの推進員設置費の上限
3,000ヘクタール未満	60万円
3,000ヘクタール以上 12,000ヘクタール未満	農地面積に1ヘクタール当たり 200円を乗じた額
12,000ヘクタール以上	240万円

<p>(イ) 推進員の活動内容  推進員は、次の活動を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 農地の所有者、農業者等に対する普及啓発活動</li> <li>b 農地の所有者、農業者等に対する農地の利用に関する意向調査</li> <li>c 農地をまとめて農業者が使いやすくするための農地の集積計画案の作成</li> <li>d 関係機関及び関係団体との連絡調整</li> <li>e 農地利用集積円滑化事業に関する都道府県等が主催する研修会等への出席</li> <li>f その他農地利用集積円滑化事業を推進するために必要となる活動</li> </ul> <p>(ウ) 推進員の活動の管理  推進員は、活動の日時、活動内容等を取りまとめた活動報告を記録し、毎月末に実施主体に提出するものとする。</p>	<p>(7) 推進員活動報告の様式  要領第2の1の(1)のウの(ウ)の活動報告は、様式第1号によるものとする。</p>
<p>(2) 農地引受支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 実施主体  本事業の実施主体は、農地利用集積円滑化団体とする。</li> <li>イ 農地引受支援費</li> </ul> <p>(ア) 内容  実施主体が行う農地利用集積円滑化事業により、特定農業法人（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）が(イ)に規定する農地を借り受けた場合に、当該特定農業法人が当該農地において営農するために必要となる農業資材費等であって、経営局長が別に定めるものに要する助成金（以下「農地引受支援費」という。）を実施主体を通じて当該特定農業法人に対して助成するものとする。</p>	<p>2 農地引受支援事業</p> <p>(1) 農地引受支援費の使途  要領第2の1の(2)のイの(ア)の経営局長が別に定める農業資材費等は、特定農業法人（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）が、要領第2の1の(2)のイの(イ)に規定する農地において農業生産活動を行う場合に新たに発生する次の経費（本事業実施年度及び翌年度に必要なものとして本事業実施年度に支出するものに限る。）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 種苗費</li> <li>イ 肥料費</li> <li>ウ 農業薬剤費</li> <li>エ 水利費</li> <li>オ 農機具借料</li> </ul>

(イ) 引受農地

農地引受支援費の活用に係る農地は、(1)のイの(ア)の利用権の設定が行われた農地とする。

ウ 小規模基盤整備支援費

(ア) 内容

実施主体が行う農地利用集積円滑化事業により(イ)に規定する利用権の設定が行われた農地について、より効率的な利用ができるようにするため、畦畔除去等経営局長が別に定める整備（以下「小規模基盤整備」という。）を行う場合に、実施主体に対して当該小規模基盤整備に要する助成金（以下「小規模基盤整備支援費」という。）を助成するものとする。

(2) 小規模基盤整備の内容

ア 要領第2の1の(2)のウの(ア)の経営局長が別に定める整備の内容は、下表に掲げるもので、利用権の設定が行われた農地をより効率的に利用できるようにするために行うものとする。

工種	内容	耐用年数
(ア) 障害物の除去	耕作に支障となる木竹の抜根、石礫の除去、温室の除去	30年
(イ) 深耕	作物を栽培する上で必要な作土深の確保	1年
(ウ) 整地	切土、盛土、均平、畦畔除去	30年
(エ) 客土	搬入客土、反転客土	30年
(オ) 暗きよ排水	集水暗きよ、弾丸暗きよ等簡易な暗きよの設置	10年
(カ) その他	(ア)から(オ)までに準ずるものであって、実施地区の特性に即した農地の利用集積を図る上で必要であり、かつ、補助事業として適切なもの	(ア)から(オ)に準じる

	<p>イ 本事業で実施する小規模基盤整備は、当該整備に要する経費が、次の算式で得られる額の範囲内のものとする。</p> <p>(当該整備を実施する農地の近傍類似の農地についての農業委員会が提供する農地に関する情報(農地法第52条に規定する農地に関する情報をいう。)に基づく借賃)</p> <p>× (アの表に掲げる整備を行う工種の耐用年数(複数工種の整備を行う場合にあつては、耐用年数が最も長い工種の耐用年数))</p> <p>× (当該整備を実施する農地の面積)</p>
<p>(イ) 整備対象農地 本事業による小規模基盤整備を行う農地は、(1)のイの(ア)の利用権の設定が行われた農地とする。</p>	
<p>(3) 市町村活動推進事業</p> <p>ア 実施主体 本事業の実施主体は、市町村とする。</p> <p>イ 内容 実施主体が農地利用集積円滑化事業の実施を推進するために次に掲げる活動を行う場合に、実施主体に対して当該活動に必要な経費であつて、経営局長が別に定めるものに要する助成金を助成するものとする。</p> <p>(ア) 農地の所有者及び農業者等に対する集落段階での普及啓発活動</p> <p>(イ) 関係機関及び関係団体との連絡調整</p> <p>(ウ) 農地利用集積円滑化事業に関する都道府県主催の説明会等への出席</p> <p>(エ) 市町村の区域内における農地利用集積円滑化事業の取組内容をとりまとめた事例報告書の作成</p> <p>(オ) その他農地利用集積円滑化事業の実施を推進するために必要となる活動</p>	<p>3 市町村活動支援事業</p> <p>要領第2の1の(3)のイの経営局長が別に定める経費は、会議費、印刷費、旅費、燃料費、通信費、消耗品その他実施主体が農地利用集積円滑化事業の実施を推進するために必要な経費とする。</p>

(4) 手続

ア 事業計画の提出等

- (ア) 実施主体の長は、経営局長が別に定めるところにより事業計画を都道府県知事に提出し、その承認を得るものとする。この場合において、市町村を経由して提出できるものとする。
- (イ) 都道府県知事は、(ア)により提出された事業計画を承認しようとする場合は、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）にあらかじめ協議することとする。

イ 事業計画の重要な変更

実施主体の長は、事業計画について経営局長が別に定める重要な変更を行う場合は、アに掲げる手続に準じて行うものとする。

ウ 実施状況報告の提出

実施主体の長は、利用集積交付金、推進員設置費、農地引受支援費又は小規模基盤整備支援費の交付を受けようとする場合及び地方農政局長又は都道府県知事から指示のあった場合には、実施状況報告書を都道府県知事に提出するものとする。この場合において、市町村を経由して提出できるものとする。

エ 事業実績報告の提出等

- (ア) 実施主体の長は、事業実績報告を事業実施年度の翌年度の4月末日までに都道府県知事に提出するものとする。この場合において、市町村を経由して提出できるものとする。
- (イ) 都道府県知事は、(ア)により提出された事業実績報告を、事業実施年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長に提出するものとする。

4 手続

- (1) 要領第2の1の(4)のアの事業計画及びエの事業実績報告は、様式第2-1号及び様式第2-2号によるものとする。
- (2) 要領第2の1の(4)のイの事業計画についての重要な変更は、次に掲げるもののいずれかとする。
- ア 事業費の30パーセント以上の増減
- イ 要領第2の1の(1)の農地利用調整活動支援事業における利用集積交付金及び推進員設置費、要領第2の1の(2)の農地引受支援事業における農地引受支援費及び小規模基盤整備支援費並びに要領第2の1の(3)の市町村活動推進事業の追加又は廃止
- (3) 要領第2の1の(4)のウの実施状況報告は、様式第3号によるものとする。

<p>2 都道府県事業</p> <p>(1) 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。</p> <p>(2) 内容 実施主体が農地利用集積円滑化事業の実施を推進するために、次に掲げる活動を行う場合に、実施主体に対して当該活動に必要な経費であって、経営局長が別に定めるものを助成するものとする。 ア 都道府県段階の関係機関及び関係団体による農地利用集積円滑化事業の推進体制を構築するための検討会等の開催 イ 農地利用集積円滑化団体、市町村等を対象とした農地利用集積円滑化事業に関する研修会等の開催 ウ 農地利用集積円滑化事業推進のための資料の作成 エ その他農地利用集積円滑化事業の実施を推進するために必要となる活動</p>	<p>第3 都道府県事業</p> <p>1 活動に必要な事務に要する経費 要領第2の2の(2)の経営局長が別に定める経費は、会議費、謝金、印刷費、旅費、通信費、消耗品その他実施主体が農地利用集積円滑化事業の実施を推進するために必要な経費とする。</p>
<p>(3) 事業計画の提出等 実施主体の長は、事業計画を地方農政局長に提出し、その承認を得るものとする。</p> <p>(4) 事業実績報告の提出 実施主体の長は、事業実績報告を事業実施年度の翌年度の4月末日までに地方農政局長に提出するものとする。</p>	<p>2 手続に係る様式 要領第2の2の(3)の事業計画及び(4)の事業実績報告は、様式第4号によるものとする。</p>
<p>第3 実施期間 本要領に基づく事業（以下「農地利用集積事業」という。）の実施期間は、平成22年度から平成24年度までの3年間とする。</p> <p>第4 国及び都道府県の推進指導體制</p> <p>1 国は、農地利用集積事業の適正かつ円滑な推進を図るため、都道府県、市町村及び農地利用集積円滑化団体に対し、指導等を行うものとする。</p> <p>2 都道府県は、農地利用集積事業の適正かつ円滑な推進を図るため、市町村及び農地利用集積円滑化団体に対し、指導等を行うものとする。</p>	

## 第5 助成措置

国は、予算の範囲内において、次に掲げる経費について補助するものとする。

- 1 第2の1に規定する農地利用集積円滑化促進事業の実施に要する経費
- 2 第2の2に規定する都道府県事業の実施に要する経費の2分の1以内に相当する経費

## 第6 その他

農地利用集積事業の実施に必要な事項は、この要領に定めるもののほか、経営局長が別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 農地確保・利用支援事業実施要領（平成21年4月6日付け経営第7160号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。
- 2 農地確保・利用推進体制支援事業実施要領（平成21年4月6日付け経営第7162号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。
- 3 1及び2の規定により廃止される通知に基づき、平成21年度に実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 4 この通知は、平成22年4月1日より施行する。

### 附 則

- 1 農地確保・利用支援事業実施要領の運用について（平成21年4月6日付け経営第7161号農林水産省経営局長通知）は、廃止する。
- 2 農地確保・利用推進体制支援事業実施要領の運用について（平成21年4月6日付け経営第7163号農林水産省経営局長通知）は、廃止する。
- 3 1及び2の規定により廃止される通知に基づき、平成21年度に実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 4 この通知は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号

平成〇〇年度 農地利用集積円滑化促進事業

推進員活動記録

推進員名：〇〇 〇〇

年 月 日	活動時間	活 動 内 容	推進員 印	勤務時間 管理者 印

注：「勤務時間管理者印」は、農地利用集積円滑化団体の実施主体において定められている勤務時間管理者の印を押印する。

様式第2-1号（農地利用調整活動支援事業、農地引受支援事業）

平成〇〇年度 農地利用集積事業計画承認申請書（実績報告書）

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

実施主体（住所）  
（名称）  
（代表者）

農地利用集積事業実施要領（平成22年3月25日付け21経営第6901号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(4)のアにより、農地利用集積事業計画の承認を受けたいので、次のとおり申請する（第2の1の(4)のエにより、次のとおり報告する）。

1 農地利用調整活動支援事業計画（実績）

(1) 農地利用集積円滑化事業の実施地域

市町村名	地域名	農地面積 (ha)
		(計 )

注：「農地面積」は、耕地面積を記入すること。

(2) 利用集積交付金

ア 交付申請額

利用権設定（交付申請） 農地面積 (㎡)	交付単価 (円/10a)	交付申請額 (円)

イ 農地利用集積円滑化事業による利用権設定面積 ※実績報告書にのみ記載する。

単位：㎡

農地所有者代理事業により委任された面積	うち利用権設定した農地面積①	農地売買等事業により借受等した農地面積	うち利用権設定した農地面積②	交付対象農地面積 ③=①+②
(委任契約件数 )				

注：「委任契約件数」は、委任契約の締結件数をいう。

ウ 交付額 ※実績報告書にのみ記載する。

交付対象農地面積(㎡)	交付単価(円/10a)	交付額(円)

注：実績報告の際は、公告された農用地利用集積計画書(写)を添付すること。

エ 利用集積交付金利用実績 ※実績報告書にのみ記載する。

年度	利用内容	要した経費(円)	備考
		(小計 )	
		(小計 )	
計			
利用集積交付金交付額			
差引			

注1：利用集積交付金のすべてについて報告すること。

注2：要した経費を証する領収書(写)等を添付すること。

(3) 推進員設置費

ア 推進員

氏名	職業	利用調整活動日数

イ 推進員設置費

推進員設置費の上限（円）	推進員設置費（円）

注：1の(1)の農地（耕地）面積を踏まえ、本運用通知第2の1の(6)の範囲内とすること。

ウ 推進員設置費の内訳

事項	内訳	要する経費（円）	備考
1 手当		(小計 )	
2 活動費		(小計 )	
	計		

注：実施報告の際には、推進員活動記録（様式1）（写）を添付すること。

2 農地引受支援事業計画（実績）

(1) 農地引受支援費

農用地利用 改善団体名	引受農地 の所在	引受農地 面積(m <sup>2</sup> )	特定農業 法人名	特定農業法人の 代表者氏名	農地引受 支援費(円)	用途
		(計 )	(計 法人)		(計 )	

注：実績報告の際には、特定農業法人が要した経費を証する領収書（写）等を添付すること。

(2) 小規模基盤整備支援費

実施地区名	利用 形態	近傍類似農 地の賃借料 (円/10a) ①	受益農地 面積(m <sup>2</sup> ) ②	工種	耐用年数 (年) ③	整備費の上限 (千円) ①×②×③	整備費 (千円)
(計 地区)							(計 )

注：実績報告の際には、整備に要した経費を証する領収書（写）等を添付すること。

様式第2-2号（市町村活動推進事業）

平成〇〇年度 農地利用集積事業計画承認申請書（実績報告書）

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

実施主体（名称）の長

農地利用集積事業実施要領（平成22年3月25日付け21経営第6901号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(4)のアにより、農地利用集積事業計画の承認を受けたいので、次のとおり申請する（第2の1の(4)のエにより、次のとおり報告する）。

1 農地利用集積円滑化団体の名称及び事業規程承認日

農地利用集積円滑化団体の名称	農地利用集積円滑化事業規程承認日

注：予定の場合は、（予定）と記入すること。

2 市町村活動推進事業計画（実績）

内容	必要経費（円）
1 現地指導・普及啓発関係	（小計 ）
2 関係団体等連絡調整関係	（小計 ）
3 都道府県主催説明会等出席関係	（小計 ）
4 事例報告書作成関係	（小計 ）
5 その他	（小計 ）
計	

農地利用集積事業実施状況報告書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

実施主体 (住所)  
(名称)  
(代表者)

農地利用集積事業実施要領（平成22年3月25日付け21経営第6901号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(4)のウにより、平成 年 月 日現在の農地利用集積円滑化促進事業に係る実施状況報告を提出する。

1 利用集積交付金

(1) 取組状況

	交付対象農地面積 (㎡)	交付単価 (円/10a)	利用集積交付金 (円)
交付決定時点①			
報告時点②			
報告時点から年度末まで③			
残額①－(②＋③)			

注：「報告時点」の「交付対象農地面積」は、(2)の面積の計を記入する。

(2) 交付金の対象となる利用権の設定が行われた農地の一覧

番号	所有者	所在	地番	地目	面積 (㎡)
(計 筆)	(計 人)				(計 )

事業実施前の耕作者	利用権の設定後の状況			
	利用権の設定を受ける者	始期	終期	存続期間
(計 人)	(計 人)			

(3) 利用集積交付金の使途

	利用内容	要する経費 (円)	備考
実績		(小計 )	
計画		(小計 )	
	計		

(4) 添付資料

(交付対象農地の利用権設定に係る農用地利用集積計画 (写) 等を添付)

2 推進員設置費

(1) 取組状況

	推進員設置費 (円)
交付決定時点①	
報告時点②	
報告時点から年度末まで③	
残額① - (② + ③)	

(2) 推進員

氏名	職業	利用調整活動日数

(3) 報告時点の推進員設置費 (手当及び活動費の内訳)

事項	内訳	要する経費 (円)	備考
1 手当		(小計 )	
2 活動費		(小計 )	
	計		

(4) 報告時点から年度末までの推進員設置費（計画）

事項	内訳	要する経費（円）
1 手当		(小計 )
2 活動費		(小計 )
計		

(5) 添付資料

(推進員活動記録（様式1）（写）を添付)

3 農地引受支援費

(1) 取組状況

	農地引受支援費（円）
交付決定時点①	
報告時点②	
報告時点から年度末まで③	
残額①－(②＋③)	

(2) 報告時点の引受農地及び農地引受支援費

番号	所有者	所在	地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )
(小計 筆)	(小計 人)				(小計 )
(小計 筆)	(小計 人)				(小計 )
計 筆	計 人				計

事業実施前の 耕作者	利用権の設定後の状況					
	農用地利用改 善団体名	特定農業 法人名	特定農業法 人代表者名	始期	終期	存続 期間
(計 人)						

農地引受支援費	
活用額 (円)	内訳
計	

(3) 報告時点から年度末までの農地引受農地及び農地引受支援費 (計画)

番号	所在	面積	農地引受支援費	
			活動費 (円)	内訳

(4) 添付資料

(引受農地において特定農業法人が要する経費を証する領収書 (写) 又は契約書 (写) 等を添付)

4 小規模基盤整備支援費

(1) 取組状況

	小規模基盤整備支援費 (円)
交付決定時点①	
報告時点②	
報告時点から年度末まで③	
残額① - (② + ③)	

(2) 報告時点の整備対象農地及び小規模基盤整備支援費

番号	所有者	所在	地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )
	(計 人)				(計 )

事業実施前の耕作者	利用権の設定後の状況			
	利用権の設定を受ける者	始期	終期	存続期間
(計 人)	(計 人)			

小規模基盤整備支援費	
活用額 (円)	内訳
(計 )	

(3) 報告時点から年度末までの小規模基盤整備対象農地及び小規模基盤整備支援費  
(計画)

番号	所在	面積	小規模基盤整備支援費	
			活用額 (円)	内訳

(4) 添付資料

(小規模基盤整備に要する経費を証する領収書 (写) 又は契約書 (写) 等を添付)

様式第4号（都道府県事業）

平成 年 月 日

平成〇〇年度 農地利用集積事業計画承認申請書（実績報告書）

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農林水産省経営局長、  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事

○ ○ ○ ○ 印

農地利用集積事業実施要領（平成22年3月25日付け21経営第6901号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(3)により、農地利用集積事業計画の承認を受けたいので、次のとおり申請する（第2の2の(4)により、次のとおり報告する）。

内容	必要経費（円）
1 関係団体等連絡調整関係	（小計 ）
2 農地利用集積円滑化事業推進研修会等開催関係	（小計 ）
3 農地利用集積円滑化事業推進資料作成関係	（小計 ）
4 その他	（小計 ）
事業費 計	
国費（補助率1/2）	